

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一は、南陽市農業委員会委員総会を令和7年9月25日午前9時南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 14名

2. 出席委員 14名にしてその氏名は次のとおり

1番 高橋 善一	2番 竹田 壮芳	3番 安達 芳紀
4番 佐藤 文好	5番 松田 繁徳	6番 浅野 厚司
7番 錦 礼子	8番 菊地 直子	9番 山岸 誠
10番 倉田 健三	11番 村越 竜仁	12番 朝倉 善則
13番 黒澤 ちよ子	14番 渡沢 寿	

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長補佐 小川 正樹
同 上 農地係長 嶋貫 信一郎

4. 付議事件

日程第1	会議録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	諸般の報告について
日程第4	報第17号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5	報第18号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6	確第1号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可制限例外の確認について
日程第7	議第35号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第8	議第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第9	議第37号 非農地証明願に対する可否について

5.会議の要領
議長（高橋会長）

（開会：ときに午前9時）

令和7年9月18日付け南農委告示第10号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会 委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は、14名全員であります。

よって、過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立しますので、ただちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは、日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。

会議録署名委員 3番 安達 芳紀委員
4番 佐藤 文好委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。
会期は、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会 委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告について」は、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第17号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

小川事務局長補佐

ただいま上程されました、報第17号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

南陽市とその他の市町等をまたいで農業を経営する方の認定の場合は、広域認定となり県の認定となるため、3ページのとおり、山形県から南陽市長に対し、令和7年8月29日付け農経第430号で1件を認定農業者として認定した旨の通知がありました。それを受け、2ページですが、令和7年9月3日付け農第747号で南陽市長から本委員会に対し報告がありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただいまの報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、報第17号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第5 報第18号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

小川事務局長補佐

ただ今上程されました、報第18号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたので、ご報告するものであります。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長補佐より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

鳴貫農地係長

ただ今、提案されました、報第18号について、ご説明申し上げます。

議案書は4ページをご覧ください。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの賃貸借契約 ▲▲字▲▲の田 7, 270m²を第三者へ所有権移転するため、合意解約するものです。

議長（高橋会長）

ただ今の報告に対して、質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声が有りますので、報第18号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長）

次に、日程第6 確第1号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可制限例外の確認について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

小川事務局長補佐

ただ今上程されました、確第1号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可制限例外の確認について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用許可制限例外の確認について、1件の願出がありましたので提案するものであります。ご審査のうえ確認くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長補佐より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

鳴貫農地係長

ただ今、提案されました、確第1号について、ご説明申し上げます。議案書は5ページになります。

嶋貫農地係長

農地法4条例外は、耕作者の方が所有権または賃借権を有している農地について、農業用施設を作る場合で、さらにその面積が200m²未満の農業施設については、自己転用の許可を要しない規定となっているものです。許可は不要ですが、建築に際して、届出をいただき確認しているものです。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲字▲▲の一部 畦1,242m²のうち一部の193m²を農機具格納庫を建築するため願出があったものです。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、
7番 錦礼子委員より、報告をお願いします。

7番
(錦礼子委員)

9月18日に、私と菊地委員、小川事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で、4条例外1件の現地調査を行いました。
この案件については、申請通りであったことをご報告いたします。

議長（高橋会長）

これより、本案件について、審議に入ります。
質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします、ただいまの案件について、願出のとおり確認することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

願出のとおり確認することが妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、願出のとおり確認することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第7 議第35号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

小川事務局長補佐

ただいま上程されました、議第35号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し所有権移転5件、使用賃借権設定1件の計6件の許可申請がありましたので提案するものであります。

農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただいま、事務局長補佐から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

農地係長説明

ただいま提案されました、議第35号について、ご説明申し上げます。

議案書は6ページと7ページになります。

はじめに、6ページをご覧ください。所有権移転の申請となります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田 985m²を所有権移転したい旨の申出があつたものです。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲ 外1筆の畠 528m²を所有権移転したい旨の申出があつたものです。

3番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田 509m²を所有権移転したい旨の申出があつたものです。

4番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田 7, 270m²を所有権移転したい旨の申出があつたものです。

5番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんの申請で、▲▲字▲▲の田 266m²を所有権移転したい旨の申出があつたものです。現況田になっておりますが、実際は畠になっていました。

次に、7ページをご覧ください。使用貸借権設定の申請となります。

6番につきましては、▲▲の■■■■さんと▲▲の■■■■さんとの間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外3筆の田 合計1, 496m²を新規の10年契約となっております。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、担当委員より報告をお願いします。

はじめに、1番から3番の現地調査について、6番 浅野厚司委員より報告をお願いします。

6番

（浅野厚司委員）

昨日、現地を確認してまいりました。

1番の案件につきましては、耕作され、周辺農地に影響がないことを確認してまいりました。

2番の案件については、耕作はされておりませんでしたが、草刈がしっかりとされ、周辺農地に影響がないことを確認してまいりました。

3番の案件については、今の状況だと多少草は生えておりますが、ひざ丈くらいでした。管理はされていて、周辺農地に影響がないことを確認しました。

以上です。

議長（高橋会長）

次に、4番の現地調査について、8番 菊地直子委員より報告をお願いします。

8番

（菊地直子委員）

22日に現地を確認してまいりました。

申請地は1部草刈のみでしたが、その他水田として耕作されており、周辺農地に影響がないことを確認してまいりました。

議長（高橋会長） 次に、5番の現地調査について、高橋義昭推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長農地 高橋委員よりメールで報告を頂戴しております。
現地は家庭菜園の形で、畑として耕作されていると確認いただきました。

議長（高橋会長） お諮りいたします。
これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

小川事務局長補佐 ただいま上程されました、議第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し2件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただいま、事務局長補佐から提案理由の説明がありました、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただいま提案されました、議第36号について、ご説明申し上げます。

議案書は8ページになります。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲の畠 452m²を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があつたものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんが、▲▲の■■■■さんから、▲▲字▲▲の畠 386m²を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があつたものです。

当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、8番 菊地直子委員より報告をお願いします。

8番

（菊地直子委員）

9月18日に、私と錦委員、小川事務局長補佐、嶋貫農地係長の4名で、5条2件の現地調査を行いました。

全ての案件について申請通りであったことをご報告いたします。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。

それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。

お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が全員と認めます。

よって、本案件については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第9 議第37号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長補佐にいたさせます。

小川事務局長補佐

ただ今上程されました、議第37号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し2件ありましたので、提案するものであります。

事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長補佐から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただいま提案されました、議第37号につきまして、ご説明します。議案書9ページをご覧ください。

1番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外11筆 登記地目が畠 合計4,869m²が、昭和48年から耕作せず、山林化して、現在に至るものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

2番につきましては、▲▲の■■■■さんから願出があったもので、▲▲字▲▲ 外10筆 登記地目田が3,899m²、登記地目畠が2,900m² 合計6,799m²が、昭和52年から耕作せず、山林化して、現在に至るものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

議長（高橋会長）

ここで、現地調査について、担当委員より報告をお願いします。

はじめに、1番の現地調査について、高橋義昭推進委員より調査していただいておりますので、事務局より報告をお願いします。

嶋貫農地係長

高橋委員よりご報告をいただいております。

申請地は大きく2か所に分かれて所在していましたが、全ての農地について山林化していることを確認したとご報告をいただいております。

議長（高橋会長）

次に、2番の現地調査について、14番 渡沢寿委員より報告をお願いします。

14番

（渡沢寿委員）

申請地は山林の中にあり、現地に立ち入ることが困難だったため、航空写真などの情報から確認をいたしました。

現地は申請通りであったことをご報告いたします。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。

これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

…………異議なしの声…………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。
それでは、一括して審議いたします。
本案件について、質疑、意見を求めます。
質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について、表決いたします。
お諮りいたします。
ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
最後に、委員の皆さんにお願いいたします。
私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り、適正に農地利用を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っております。
特に、農地制度に基づく許認可にかかる事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなくてはなりません。

よって、私たち農業委員・農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底していくことを再確認したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、令和7年9月18日付け南農委告示第10号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときには午前9時22分）